平成２９年（フ）第９１号
福井県大野市南新在家第４号24番地１
債務者　前川　弘江
１　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５４号
兵庫県豊岡市城崎町湯島299番地の３
債務者　榮木　映子
１　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
金沢市上荒屋５丁目426番地　グラテース203号
債務者　藤江　祐介
１　決定年月日時　平成29年７月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５９号
佐賀県唐津市鎮西町菖蒲2205－１　ラピス浄庵502、住民票上の住所佐賀県唐津市鎮西町菖蒲2205番地１
債務者　中山まなみ
１　決定年月日時　平成29年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第３２号
北海道根室市光洋町４丁目38番地１　光洋団地１－１号棟203号
債務者　田崎美紀子
１　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第５０４号
神戸市兵庫区氷室町１丁目４番18号　氷室マンション302号
債務者　糸野こと　上鍋　実加
１　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５５３号
神戸市北区幸陽町２丁目６番地の14
債務者　馬場　悠子
１　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５０号
名古屋市北区喜惣治１丁目418番地　ノースシャトー203号
債務者　中嶋　量也
１　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７３号
青森県弘前市大字北園２丁目８番地10
債務者　石山　泰世
１　決定年月日時　平成29年７月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第３５７号
千葉県野田市山崎1440番地の33
債務者　豊島　孝次
１　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３７６号
千葉県柏市東山１丁目２番17号
債務者　柏倉　清貴
１　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４０６号
千葉県我孫子市布佐平和台２丁目３番７号
債務者　花澤　　守
１　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４３３号
千葉県流山市加４丁目13番地の３　エクセル流山106
債務者　小野　　毅
１　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４３６号
千葉県野田市山崎2498番地の７
債務者　加藤　洋康
１　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４４０号
千葉県松戸市常盤平西窪町８番地の12　きよしコーポ101号
債務者　松本　英夫
１　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４５５号
千葉県松戸市松飛台199番地の７　ユーカリハイツ105号
債務者　山口　竜也
１　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４５６号
千葉県流山市向小金３丁目108番地の１　ガーデンコート103
債務者　末永　貴彦
１　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部